

青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第八号）の一部改正【第四条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>
<p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十五条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。</u></p> <p><u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な</u></p>	<p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十五条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>い理由を記録すること。</u></p> <p><u>五・六</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>重要事項</u> _____ を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>	<p><u>三・四</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第五十一条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十五条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</p> <p>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>五～七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第五十一条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)</p> <p>第五十五条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>三～五 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p>

改正後	改正前
<p>第五十九条 [略]</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第二十一条第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>二 <u>第五十五条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>三 次条において準用する第二十八条の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十九条第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第四十一条第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十二条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすお</p>	<p>第五十九条 [略]</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 次条において準用する第二十一条第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>二 次条において準用する第二十八条に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>三 次条において準用する第三十九条第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する第四十一条第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第六十二条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障を及ぼすお</p>

改正後	改正前
<p>それがない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第二条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第六条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p><u>三 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用</u></p>	<p>それがない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第二条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第六条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>五～七 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百十三条 [略]</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第百六条第一項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 次条において準用する第二十八条の規定による保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>六 前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>	<p>三～五 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第百十三条 [略]</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>三 次条において準用する第二十八条に規定する保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第百十六条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条、第五十七条、第百条、第百二条及び第百三条第四項並びに前節（第百十四条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第百八条に規定する運営規程をいう。第三十五条第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十九条、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百三条第四項中「利用者に対する指定通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を</p>	<p>(準用)</p> <p>第百十六条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条、第三十九条、第四十一条の二、第四十二条、第五十七条、第百条、第百二条及び第百三条第四項並びに前節（第百十四条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第百八条に規定する運営規程をいう。第三十五条第一項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第二十九条、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百三条第四項中「利用者に対する指定通所介護の提供に支障を及ぼすおそれがない場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を</p>

改正後	改正前
<p>利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百六条第一項第二号、第百七条第五項、第百九条第三項及び第四項並びに第百十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百十三条第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、<u>同項第四号</u>中「次条において準用する第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、<u>同項第五号</u>中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第百三十四条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第百五十条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごと</p>	<p>利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百六条第一項第二号、第百七条第五項、第百九条第三項及び第四項並びに第百十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百十三条第二項第二号中「次条において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項」と、<u>同項第三号</u>中「次条において準用する第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、<u>同項第四号</u>中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第百三十四条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第百五十条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごと</p>

改正後	改正前
<p><u>その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>7・8 [略]</u></p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第一百六十七条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第一百六十八条 [略]</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その</p>	<p><u>6・7 [略]</u></p> <p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第一百六十八条 [略]</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その</p>

改正後	改正前
<p>完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百五十六条第五項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十八条の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十九条第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十一条第二項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第七十五条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>二 <u>身体的拘束等の適正化のための対策</u></p>	<p>完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第百五十六条第五項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十八条に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十九条第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十一条第二項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第七十五条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>9・10</u> [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百八十条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第一百八十五条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該</p>	<p><u>8・9</u> [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百八十条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第一百八十五条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該</p>

改正後	改正前
<p>基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第九十一条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第九十一条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所において、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は</u></p>

改正後	改正前
<p>二 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所_____である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数</p> <p>三 診療所（<u>前号</u>に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者_____の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一</p>	<p><u>作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数</u></p> <p>三 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（<u>前号に該当するものを除く。</u>）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数</p> <p>四 診療所（<u>前二号</u>に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者<u>及び入院患者</u>の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一</p>

改正後	改正前
<p>人以上配置していること。</p> <p>四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第九十二条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>削除</p> <p>三 療養病床を有する病院又は診療所 _____ _____である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該療養病床を有する病院又は診療所として医療法の規定により必要とされる設備を有するものであること。</p>	<p>人以上配置していること。</p> <p>五 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第九十二条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（青森市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年青森市条例第十四号）第四十二条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有するものであること。</u></p> <p>三 療養病床を有する病院又は診療所 <u>（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）</u>である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該療養病床を有する病院又は診療所として医療法の規定により必要とされる設備を有するものであること。</p>

改正後	改正前
<p>三・四 [略]</p> <p>2 <u>前項第二号及び第三号</u>に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、<u>同項</u>に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものであることとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(対象者)</p> <p>第九十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は当該利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室<u>又は診療所</u>の指定短期入所療養介護を提供する病室_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p>	<p>四・五 [略]</p> <p>2 <u>前項第三号及び第四号</u>に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、<u>前項</u>に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものであることとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(対象者)</p> <p>第九十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は当該利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、<u>診療所</u>の指定短期入所療養介護を提供する病室<u>又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）</u>において指定短期入所療養介護を提供するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第九十五条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>7・8 [略]</p>	<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第九十五条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>6・7 [略]</p>
<p>(定員の遵守)</p> <p>第二百三条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p>	<p>(定員の遵守)</p> <p>第二百三条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p>

改正後	改正前
<p>二 療養病床を有する病院又は診療所_____である指定短期入所療養介護事業所にあつては、<u>療養病床</u>_____に係る病床数及び<u>療養病床</u>_____に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>三・四 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四条 [略]</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第九十五条第五項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十八条の<u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p>	<p>二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、<u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟</u>に係る病床数及び<u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟</u>に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>三・四 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四条 [略]</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第二項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第九十五条第五項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十八条に<u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p>

改正後	改正前
<p>五 次条において準用する第三十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十二条まで（第四十条第二項を除く。）、第五十七条、第九十九条、第一百零一条、第一百四十五条、第一百五十三条、第一百五十四条第二項、第六十七條及び第六十七條の二の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項及び第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十九条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百四十五条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百五十三条第一項中「第六十五条」とあるのは「第二百二条」</p>	<p>五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五条 第十一条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十二条まで（第四十条第二項を除く。）、第五十七条、第九十九条、第一百零一条、第一百四十五条、第一百五十三条、第一百五十四条第二項及び第六十七條の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項及び第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第九十九条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百四十五条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第一百五十三条第一項中「第六十五条」とあるのは「第二百二条」</p>

改正後	改正前
<p>と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第二百八条 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の</u>事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、<u>法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)</u>を有するものであることとする。</p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(設備に関する基準)</p> <p>第二百八条 <u>ユニット型指定短期入所療養介護の</u>事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、<u>次のとおり</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>一 <u>介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)</u>を有するものであること。</p> <p>二 <u>指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)</u>を有するものであること。</p>

改正後	改正前
<p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p>	<p><u>三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u> <u>については、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有するものであること。</u></p> <p><u>四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u> <u>については、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有するものであること。</u></p> <p><u>五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所</u> <u>については、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有するものであること。</u></p>
<p><u>2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 ユニット及び浴室を有するものであること。</u></p> <p><u>二 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室</u> <u>にあつては、次の基準を満たすもの</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>であること。</u></p> <p><u>イ ユニット 次の（１）から（４）</u> <u>までに掲げる設備に応じ、それぞれ</u> <u>（１）から（４）までに定める基準</u></p> <p><u>（１） 病室 次の（i）から（iv）ま</u> <u>でに掲げる基準</u></p> <p><u>（i） 一の病室の定員は、一人で</u> <u>あること。ただし、利用者への</u> <u>指定短期入所療養介護の提供上</u> <u>必要と認められる場合は、二人</u> <u>であること。</u></p> <p><u>（ii） いずれかのユニットに属</u> <u>するものとし、当該ユニットの</u> <u>共同生活室に近接して一体的に</u> <u>設けられていること。ただし、</u> <u>一のユニットの利用者の定員は</u> <u>、原則としておおむね十人以下</u> <u>とし、十五人を超えないもので</u> <u>あること。</u></p> <p><u>（iii） 一の病室の床面積等は、</u> <u>十・六五平方メートル以上であ</u> <u>ること。ただし、（i）ただし</u> <u>書の場合にあっては、二十一・</u> <u>三平方メートル以上であること</u> <u>。</u></p> <p><u>（iv） ブザー又はこれに代わる</u> <u>設備が設けられていること。</u></p> <p><u>（２） 共同生活室 次の（i）から</u> <u>（iii）までに掲げる基準</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(i) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものであること。</u></p> <p><u>(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積を標準として算出した面積以上であること。</u></p> <p><u>(iii) 必要な設備及び備品が備えられていること。</u></p> <p><u>(3) 洗面設備 次の (i) 及び (ii) に掲げる基準</u></p> <p><u>(i) 各病室に設けられ、又は各共同生活室に相当数設けられていること。</u></p> <p><u>(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。</u></p> <p><u>(4) 便所 次の (i) 及び (ii) に掲げる基準</u></p> <p><u>(i) 各病室に設けられ、又は各共同生活室に相当数設けられていること。</u></p> <p><u>(ii) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること、及</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>び身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。</u></p> <p><u>ロ 廊下幅 一・八メートル以上であること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上であること。</u></p> <p><u>ハ 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具が備えられていること。</u></p> <p><u>ニ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。</u></p> <p><u>三 前号口から二までに掲げる設備が、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、入院患者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>四 第二号イ（２）の共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなすこと。</u></p> <p><u>五 前各号に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていること。</u></p> <p><u>3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 ユニット及び浴室を有するものであること。</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>三 ユニット、廊下、機能訓練室及び浴室にあっては、次の基準を満たすものであること。</u></p> <p><u>イ ユニット 次の（１）から（４）までに掲げる設備に応じ、それぞれ（１）から（４）までに定める基準</u></p> <p><u>（１） 病室 次の（i）から（iv）までに掲げる基準</u></p> <p><u>（i） 一の病室の定員は、一人であること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人であること。</u></p> <p><u>（ii） いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものであること。</u></p> <p><u>（iii） 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上であること。ただし、（i）ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>（iv） ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(2) 共同生活室 次の (i) から (iii) までに掲げる基準</u></p> <p><u>(i) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものであること。</u></p> <p><u>(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積を標準として算出した面積以上であること。</u></p> <p><u>(iii) 必要な設備及び備品が備えられていること。</u></p> <p><u>(3) 洗面設備 次の (i) 及び (ii) に掲げる基準</u></p> <p><u>(i) 各病室に設けられ、又は各共同生活室に相当数設けられていること。</u></p> <p><u>(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。</u></p> <p><u>(4) 便所 次の (i) 及び (ii) に掲げる基準</u></p> <p><u>(i) 各病室に設けられ、又は各共同生活室に相当数設けられていること。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(ii) ブザー又はこれに代わる設備が設けられていること、及び身体の不自由な者が使用するのに適したものであること。</u></p> <p><u>ロ 廊下幅 一・八メートル以上であること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上であること。</u></p> <p><u>ハ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具が備えられていること。</u></p> <p><u>ニ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。</u></p> <p><u>三 前号ロからニまでに掲げる設備が、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなすこと。</u></p> <p><u>五 前各号に規定するもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられていること。</u></p> <p><u>4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護</u></p>	<p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>医療院に関するものに限る。）を有するものであることとする。</u></p> <p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百九十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百九十一条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百九十三条第一項から第四項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（指定短期入所療養介護の取扱方針）</p> <p>第二百十条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百九十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第百九十一条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第百九十三条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>（指定短期入所療養介護の取扱方針）</p> <p>第二百十条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>二 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>三 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>9・10</u> [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百十五条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第二百十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、</p>	<p><u>8・9</u> [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第二百十五条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第二百十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、</p>

改正後	改正前
<p>ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>三 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第二百十九条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p><u>9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これ</u></p>	<p>ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</u></p> <p>三 [略]</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第二百十九条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>らの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。</u></p> <p><u>一 第二百三十八条において準用する第百六十七条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>イ 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ハ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検</u></p> <p><u>ホ 特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>三 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認め</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>一 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定特定施設入居者生活介護事業者</u> <u>は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百三十七条 [略]</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二百二十五条第二項の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第二百二十七条第五項の規定による</u> 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 <u>第二百三十四条第三項の規定による</u></p>	<p>[追加]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百三十七条 [略]</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二百二十五条第二項に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第二百二十七条第五項に規定する</u> 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 <u>第二百三十四条第三項に規定する</u></p>

改正後	改正前
<p>者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百四十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四十八条 [略]</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二百四十五条第二項の規定による</u> 受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>三 前条第八項<u>の規定による</u>結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十八条<u>の</u></p>	<p>者」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百四十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百四十八条 [略]</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二百四十五条第二項に規定する</u> 受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>三 前条第八項<u>に規定する</u> 結果等の記録</p> <p>四 次条において準用する第二十八条<u>に</u></p>

改正後	改正前
<p><u>規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十九条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十一条第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する第二百二十五条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>八 次条において準用する第二百二十七条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>九 次条において準用する第二百三十四条第三項<u>の規定による</u>結果等の記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百五十一条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（<u>平成十年政令第 四百十二号</u>）第四条第一項に規定する福</p>	<p><u>規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 次条において準用する第三十九条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第四十一条第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>七 次条において準用する第二百二十五条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>八 次条において準用する第二百二十七条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>九 次条において準用する第二百三十四条第三項<u>に規定する</u>結果等の記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(福祉用具専門相談員の員数)</p> <p>第二百五十一条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令_____第四条第一項に規定する福</p>

改正後	改正前
<p>祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百五十二条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第二百五十六条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用</u></p>	<p>祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百五十二条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第二百五十六条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p>三～五 [略]</p> <p>六 <u>指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p>七 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>八・九 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第二百五十七条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸</p>	<p>三～四 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>五・六 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第二百五十七条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及び置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸</p>

改正後	改正前
<p>与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、<u>福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期</u>等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百七十五条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。</u></p> <p><u>6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ</u> _____、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p>	<p>与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百七十五条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>8 [略]</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第二百六十二条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百六十三条 [略]</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第</p>	<p>6 [略]</p> <p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第二百六十二条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>3 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百六十三条 [略]</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次条において準用する第二十一条第</p>

改正後	改正前
<p>二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第二百五十六条第一項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 <u>第二百六十一条第四項の規定による</u>結果等の記録</p> <p>五 <u>次条において準用する第二十八条の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 <u>次条において準用する第三十九条第二項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 <u>次条において準用する第四十一条第二項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十四条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで、第五十七条並びに第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百五十八条」と、同項、第三十三</p>	<p>二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>三 <u>第二百六十一条第四項に規定する</u>結果等の記録</p> <p>四 <u>次条において準用する第二十八条に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 <u>次条において準用する第三十九条第二項に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>六 <u>次条において準用する第四十一条第二項に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十四条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで、第五十七条並びに第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百五十八条」と、同項、第三十三</p>

改正後	改正前
<p>条の二第二項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十一条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十三条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百九条第二項</p> <hr/> <p>_____中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十六条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで(第三十九条第四項を除く。)、第五十七条、第百九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十条、第二</p>	<p>条の二第二項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十一条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十三条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第百九条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と</p> <hr/> <p>_____読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第二百六十六条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで(第三十九条第四項を除く。)、第五十七条、第百九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十条、第二</p>

改正後	改正前
<p>百五十二条、第二百五十三条並びに第四節（第二百五十四条第一項及び第二百六十四条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百五十八条」と、同項、第三十三条の二第二項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十一条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、<u>第百九条第二項</u></p> <hr/> <p>中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、<u>同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と</u>、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サ</p>	<p>百五十二条、第二百五十三条並びに第四節（第二百五十四条第一項及び第二百六十四条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百五十八条」と、同項、第三十三条の二第二項並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十一条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、<u>第百九条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項</u>中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と</p> <hr/> <p>、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サ</p>

改正後	改正前
<p>ービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百六十九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百七十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用</p>	<p>ービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第二百六十九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百七十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。</u></p> <p>三・四 [略]</p> <p><u>五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。</u></p> <p><u>六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。</u></p> <p><u>七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>八 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>二・三 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>四 [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百七十五条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百七十六条 [略]</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二百七十一条の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 <u>第二百七十四条第一項第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 <u>次条において準用する第二十八条の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>五 <u>次条において準用する第三十九条第</u></p>	<p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百七十五条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第二百七十六条 [略]</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第二百七十一条に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>[追加]</p> <p>三 <u>次条において準用する第二十八条に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>四 <u>次条において準用する第三十九条第</u></p>

改正後	改正前
<p>二項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p><u>六</u> 次条において準用する第四十一条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百七十七条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十条まで、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで（第三十九条第四項を除く。）、第五十七条、第九十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百七十七条において準用する第二百五十八条」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十四条第三項第一号及び第三号並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」</p>	<p>二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p><u>五</u> 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百七十七条 第十条から第十六条まで、第十八条から第二十条まで、第二十八条、第三十三条の二、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第三十八条から第四十二条まで（第三十九条第四項を除く。）、第五十七条、第九十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百七十七条において準用する第二百五十八条」と、同項、第三十三条の二第二項、第三十四条第三項第一号及び第三号並びに第四十一条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十二条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十六条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第二十条中「訪問介護員等」</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第百九条第二項</p> <hr/> <p>_____中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十八条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十九条及び第二百六十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</p>	<p>とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第百九条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と</p> <hr/> <p>_____、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十八条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十九条及び第二百六十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。</p>